

## (2) 就業規則について

### Point 1 就業規則を作成し、届け出ましょう

► 労働基準法第89条

- 常時 10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、労働基準監督署長に届け出なければなりません。
- また、就業規則を変更した場合にも、労働基準監督署長に届け出してください。
- 110人以上の労働者には、介護労働者ももちろん、次の労働者の方も含まれます。

  - 事務職員、管理栄養士等、介護労働者以外の労働者
  - 短時間労働者、有期契約労働者等のいわゆる非正規労働者

就業規則は、非正規労働者を含め、事業運営を盛りすべての労働者に適用されるものでなければなりません。

- 全労働者・非正規労働者の就業規則を作成する。
- 正社員用の就業規則とパートタイム労働者用の就業規則を作成するなどにより、すべての労働者についての就業規則を作成してください。

### 就業規則に規定すべき事項

- 必ず規定すべき事項
  - ・定めた場合に規定すべき事項
  - ・退職手当、臨時の賞金等、労働者に負担させる負担・作業用品、安全衛生、職業訓練、災害補償、表彰・制度等に関する事項
- ・労働時間に関する事項(就業の事由を含む。)
- ・賃金の決定・計算・支払の方法、賞給に関する事項
- ・退職に関する事項(解雇の事由を含む。)

### Point 2 適正な内容の就業規則を作成しましょう

► 労働基準法第92条

- 就業規則の内容は、法令等に反してはなりません。
- また、就業規則を作成しているのに、その内容が実際の就労実態と合致していない例がみられます。このような状況にあっては、労働条件が不明確になり、労働条件をめくるトラブルにもつながります。労働者の就労実態に即した内容の就業規則を作成してください。

#### ○ 使用者が、就業規則の変更によって労働条件を変更する場合には、次のことが必要です。(労働契約法第10条)

- ① その変更が、次の事情などに照らして合理的であること。  
労働者の受けける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況
- ② 労働者に変更後の就業規則を周知させること。

### Point 3 就業規則を労働者に周知しましょう

► 労働基準法第106条

作成した就業規則は、以下の方法により労働者に周知しなければなりません。

- 常時事業場内の各作業場に掲示し、又は備え付けること
- 書面を労働者に交付すること
- 電子的データとして記録し、かつ、各作業場に労働者がその記録の内容を常時確認できるパソコン等の機器を設置すること
- 労働者からの請求があった場合に就業規則を見せるなど、就業規則を労働者が必要なときに容易に確認できない方法では、「周知」にななりませんので注意してください。

## (3) 労働時間について

### Point 1 労働時間の適正な取扱いを徹底しましょう ► 労働基準法第32条など

- 労働時間とは、使用者の指揮監督の下にある時間をいい、介護サービスを提供している時間に限るものではありません。
- 特に、次のような時間について、労働時間として取り扱っていない例がみられます。労働時間として適正に把握、管理する必要がありますので留意してください。

  - 交替制勤務における引継ぎ時間
  - 業務報告書等の作成時間
  - 利用者へのサービスに係る打ち合わせ、会議等の時間

研修時間については、使用者の明示的な指示に基づいて行われる場合は、労働時間に該当します。  
また、使用者の明示的な指示がない場合であっても、研修を受講しないことに対する就業規則上の拘束等の不利益な取扱いがあるときや、研修内容と業務との関連性が強く、それに参加しないことにより本人の業務に具体的に支障が生じるなど実質的に使用者から出席の強制があると認められるときは、労働時間に該当します。



- ※ 訪問介護労働者特有の移動時間等については、  
　　① Point 3 (P.14) 参照

### Point 2 労働時間を適正に把握しましょう

► 労働基準法第32条、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン

- 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月20日付け基第0120第3号)の主な内容
- 使用者は、労働時間を適正に管理するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること



- 始業・終業時刻の確認 記録に当たっては、原則として  
  - ① 使用者が、自ら確認して、
  - ② タイムカード等の客観的な記録を基礎として、確認・記録すること
- 自己申告制によりこれを行わざるを得ない場合には、
  - ① 適正な自己申告等について労働者に十分説明する、
  - ② 自己申告と実際の労働時間などが合致しているが必要に応じて実態調査を実施し、  
所要の労働時間の補正をすること

